資料3

## 議題３　給付付税額控除への対応について（大府市提出）

| 市名 | 回答 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | (1)庁内での検討・協議 | 補足説明 | (2)担当部署として想定している部署(検討中を含む) | (3)検討に当たっての考え方や課題 | (4)その他参考となる事項 |
| 名古屋市 | 無 | | 未定 | 制度の趣旨は物価高対策、就労促進、中低所得者の負担軽減等である一方、必要となる住民税情報等に精通しているのは税部門のため、どのように担当を置くべきか。 | |
| 豊橋市 | 無 | | 検討中 | ・考え方）中低所得の現役勤労者や子育て世帯への支援の観点から制度が検討されており、特に２年間の経過措置（つなぎ）の間は、消費税１％を実質ゼロにするための給付金であるため、社会保障を担う部署の事業と整理すべきか<br>・課　題）「所得に連動したきめ細かな給付」の事務量に見合う人員等の体制の確保 | |
| 岡崎市 | 無 | 国が中心となって役割を果たし、実施主体に配慮したシンプルかつ効率的な仕組みとするとともに、地方の事務負担軽減や地方財政へ十分に配慮すること等の諸課題に対する国の動向が不明確で、詳細な制度設計が明らかでなく、検討が進められない状況です。 | 財務部市民税課（未定） | 考え方：これまでの給付事業については主に福祉部門が担当していましたが、現時点で報道等されている内容からはこれまでの給付事情に係る福祉政策の意味合いよりも税負担の軽減に重点が置かれており、また給付が税額計算とに付随するものと考えられるため。<br>課題：上述のとおり、これまでの給付事業については福祉部門が主体となって実施しており、そのノウハウ及び当初賦課業務等と平行して実施する人的余裕が税務部門に乏しい。 | |
| 一宮市 | 有 | 国・地方協議における実務者会議の構成メンバーとなっている。 | 財務部　市民税課 | 実務者会議の議論の中で問題点の洗い出しを行っている。<br>（市町村の負担軽減を求めている。） | 特になし |
| 瀬戸市 | 無 | | 未定 | 国から現時点では給付のみという方向性が示されている。<br>今後の国の動向、制度設計を注視して行く。 | 特になし |
| 半田市 | その他 | 税務担当、財政担当において制度実施に係る情報収集および共有に努める等、状況を注視しているものの、具体的な検討・協議は行っていない。 | 2027-2028年度にかけて先行実施するとされている「所得連動型給付」、2029年度から本格導入するとされている「給付付き税額控除」、共に庁内では未検討の段階だが、税務部署としては、過去の給付金の前例から、制度の枠組みによって下記のとおり推測する。<br>・税額控除を伴う給付（ex.定額減税調整給付金）：税務部署<br>・低所得者向け給付（ex.物価高騰給付金）：福祉部署<br>・その他、全体給付（ex.コロナ給付金）：総務部署 | 制度の詳細が明らかになり次第、担当部署の決定や予算措置が急務である。<br>予算措置にあたっては、全額国費を前提としていた過去の給付金とは異なり、地方にも負担を求める方向性が示されていることから、財源に係る財政部署との調整が必要である。また、「所得連動型給付」については２年限定であるが、「給付付き税額控除」については、恒久的な事務になる可能性が高く、担当部署の人員配置についても検討する必要がある。 | 特になし |
| 春日井市 | 無 | | 現在未検討です。<br>（参考　令和６年度定額減税及び補足給付金担当部署<br>税額控除：市民税課、補足給付金：生活支援課） | 時限的なものでなく、仮に恒常的な制度となった際の、効果的かつ効率的な組織の在り方の観点 | |
| 豊川市 | 無 | | 未定 | | |
| 津島市 | 無 | | 未定 | 未検討 | |
| 碧南市 | 無 | | 現段階では想定もしていないが、総務部税務課や福祉部福祉課などが考えられる。 | これまでの臨時的な制度ではなく、ある程度継続実施されるものであるなら業務量に応じた職員配置とセットで考える必要がある。 | |
| 刈谷市 | その他 | 給付付き税額控除に関する資料を関係課で情報共有 | （未定）<br>福祉健康部生活福祉課<br>総務部税務課 | 市町村の事務負担と財政負担について | |
| 豊田市 | 無 | | | | |
| 安城市 | 無 | | 総務部市民税課 | 所得と連動して給付額が変わる制度ではあるものの、あくまで中低所得者への給付であり、業務の性質や給付後の継続的支援を考えると福祉部門が担当することが相応しいと考えています。<br>しかしながら、所得との連動性を重視し、市民税課で実施するよう指示されております。<br>現在、検討されている令和１１年４月の給付は、税部門での実施は極めて困難であること、また、制度の詳細が決まらないままでは具体的な検討ができないことが課題です。 | |
| 西尾市 | 無 | | 未定 | 住民税からの税額控除であれば住民税担当が対応することが妥当と思いますが、給付については、給付目的にあった部局が対応することが妥当と思います。 | |

## 議題３　給付付税額控除への対応について（大府市提出）

| 市名 | 回答 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | (1)庁内での検討・協議 | 補足説明 | (2)担当部署として想定している部署(検討中を含む) | (3)検討に当たっての考え方や課題 | (4)その他参考となる事項 |
| 蒲　郡　市 | 無 | | 未定 | 現時点では、制度の詳細や自治体の事務内容が不明のため、お答えいたしかねます。 | |
| 犬　山　市 | 無 | | | | |
| 常　滑　市 | 無 | | 定額減税における調整給付金と同様の方式であれば、総務部税務課 | 制度設計が個人住民税に影響を及ぼす内容であれば、税務課が関わらざるを得ない。<br>シンプルな制度設計であること、繁忙期に重ならないこと、人員の確保が課題と考える。 | |
| 江　南　市 | 無 | | 無 | 無 | 無 |
| 小　牧　市 | 無 | | | | |
| 稲　沢　市 | 無 | | | | |
| 新　城　市 | 無 | | | | |
| 東　海　市 | 無 | | | | |
| 大　府　市 | 有 | | 行政管理課 | 実施してきた調整給付や定額給付金においては、プロジェクトチームで対応してきたため、恒久的な制度となった場合にどの所属で担当するか、事務分掌を管轄する企画部門で検討を行っています。農業を営む個人事業主への給付も実施見込みのため、農政部門での一部実施も検討の必要があると考えています。 | |
| 知　多　市 | 無 | | | | |
| 知　立　市 | 無 | | ― | ― | ― |
| 尾張旭市 | 無 | | 未定 | 市として事業実施の体制整備が必要である。 | なし |
| 高　浜　市 | 無 | | 市民部税務グループ | 住民税課税情報を用いた給付及び住民税の税額控除を行う制度のため、令和6年度の調整給付、令和7年度の不足額給付と同様、税務グループが事務を行うことが想定される。<br>当市は市民税担当職員数が少ないため、特定の職員が給付に関する事務を担っているのが現状である。<br>給付事務委託は、指名競争入札方式で業者を決定しているが、その業者が微妙であると税務職員に負担がかかる。 | |
| 岩　倉　市 | 無 | | 検討中 | | |
| 豊　明　市 | 無 | | | | |
| 日　進　市 | 無 | | | | |
| 田　原　市 | 無 | | 未定（総務部税務課） | 職員の事務負担や、不交付団体に対する財政措置の対応等 | 何も決まっていません。 |
| 愛　西　市 | 無 | | 検討・協議がないため現時点では未定。 | 日常業務との兼ね合い（業務内容によっては予算や職員が足りなくなる懸念等）。 | |
| 清　須　市 | 無 | ― | 検討していない | 定額減税における不足額給付は、健康福祉部社会福祉課で行った実績があり、給付の仕組みが同様のものであれば、その実績により担当部署を決定する可能性はある。 | なし |
| 北名古屋市 | 無 | | | | |
| 弥　富　市 | 無 | | | | |
| みよし市 | 無 | | 未定 | | |
| あ　ま　市 | 無 | | 検討前の段階です。 | 制度設計等の確認が必要です。 | |
| 長久手市 | 無 | | 具体的な課は出ていないが、総務部で対応してほしいという意見があった。 | | |